

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県松戸市小金原4-29-9
評価実施期間	平成 29年 8月 22日～平成 30年 2月 22日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	幼保連携型認定こども園マリヤ保育園 ヨウホレンケイガタニンテイコドモエンマリヤホイクエン		
所 在 地	〒276-0014 千葉県八千代市米本1359-4-39		
交通手段	最寄駅 京成線：勝田台駅 最寄バス停 勝田台駅⇄米本団地終点		
電 話	047-488-2471	FAX	047-488-8615
ホームページ	http://www.ainosono.or.jp/mariya/		
経 営 法 人	社会福祉法人愛の園福祉会		
開設年月日	1971年 4月 1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	千葉県八千代市						
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	45			55			100
敷地面積	2190.28㎡			保育面積		1282.73㎡	
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援
健康管理	内科検診（年2回） 歯科検診（年1回） 尿検査（年1回）						
食事	全園児完全給食と副食のおやつ有。アレルギー食対応有。						
利用時間	午前7時～午後7時						
休 日	日曜・祭日及び年末年始（12/29～1/3）						
地域との交流	園庭開放（毎週9：30～11：00）、老人会との交流、 小中学校との交流、プレ保育、離乳食指導、小学生読み聞かせ会等						
保護者会活動	保護者会（年11回）、交流会（年1回）、観劇会						

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	18	15/13	46	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	11	1	2	(常保11/非保14)
	保健師	調理師	その他専門職員	
		1	2	
	1			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	保育園か八千代市役所子育て支援課のどちらかに申し込みをします。詳細については直接保育園にお問い合わせください。また、八千代市広報でもお知らせしています。	
申請窓口開設時間	午前7時～午後7時（保育園）/午前9時～午後5時（八千代市役所子育て支援課）	
申請時注意事項	入園申込みは入園希望月の前月15日までとなっています。尚4月入園については12月中になります。（八千代市広報に掲載されます。）	
サービス決定までの時間	入所決定者には保育実施希望月の前月中旬頃に八千代市より通知があります。	
入所相談	園生活に関することについては保育園か八千代市までお問い合わせ下さい。	
利用代金	八千代市保育認定の保育料基準額表による。（世帯の課税額の合計により算定）	
食事代金	2～3号認定は上記利用代金に含まれています。1号認定は別途集金致します。	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有（地区民生委員1名 監事1名）

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>「花を植える者は1年先を、木を植える人は10年先を、人を育てる者は100年先を見る」と言われます。社会福祉法人愛の園福祉会の理事会はキリスト教精神に立脚し、近代日本100年の歴史を反省し、国家主義的教育に流されない人間教育の重要性を認識し、保育園運営においても、三愛精神を基本理念とすることにしました。特に、聖書において神の言葉と言われている『私の兄弟であるこれらの最も小さい者の一人にしたのは即ち私にしたのである』という言葉の「小さい者」を保育に欠ける乳幼児の中に見出し、乳幼児の健全な育成のために、その「発達権を保障する。環境権を保障する。教育権（保育を受ける権利）を保障する」ことが、神への応答の実践であると確信し、これを園設置・運営の基本理念としています。そして天・地・人、神・自然・人間、先祖・家族・私、という三つの基本的立脚点に立ち、これを喜び、愛し、その文化と生活経験を継承発展させながら</p> <p>(1) 心の清い正直な人間（良心教育） (2) 心の豊かな明るい人間（情操教育） (3) 体の丈夫な強い人間（健康教育） (4) 運動神経の発達した機敏な人間（安全教育）</p> <p>を保育の方針としています。この4つをもとに園児一人ひとりの主体性を重んじ、社会性の芽生えを育て、個性が伸びる創造性のある子どもを育成することを目標としています。</p>
<p>特 徴</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づいて、子どもの最善の利益を目指した保育の考えを踏襲しつつ、社会状況からその役割を果たしていくために、保育内容の充実、保育の質の向上を求め、各年齢毎の保育カリキュラムを作成し、実践しています。更に、3才からのトータルカリキュラムによる音感教育や自然との関わりを持つために、花や野菜の栽培と食育活動や知己交流も活発に行われ、五感を刺激しつつ、子ども達の未知なる可能性を開花させるための保育を展開しています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>① キリスト教保育に基づいた人間形成の基礎を育むために、遊具や教具を豊富にそろえるだけでなく、園内での毎日の礼拝を通して思いやりや感謝の心を育て、感性豊かな子どもを育てるための質の高い保育を展開しています。</p> <p>② 創立者を同じくする姉妹法人の幼稚園教育のノウハウを共有したカリキュラムで、開園以来保育を展開してきたという実績を持っています。</p> <p>③ 食物アレルギーに対応した献立を作成しています。また、子ども達との食育活動が活発に行われ、人との関わり、自然との関わり、料理との関わり、食文化への出会い等を通して「生きる力」の基礎を培います。またレシピ紹介や試食会を通して、保護者への食に関する相談もお受けしています。</p> <p>④ 月1回の保健だよりでは、子どもと親の感染症の流行状況のお知らせ、感染予防、感染した場合の注意、予後の情報を知らせ、細やかな健康増進へのニュースを発信。また、一人ひとりの予防接種の接種状況を把握し、未接種の方への助言、子どもと親が健康に過ごせるための相談支援を行っています。</p> <p>⑤ 保育環境において食べる場所、遊ぶ場所、寝る場所は子どもが成長するために最も大切な環境と考え、ランチルーム、保育室、寝室を分けています。</p> <p>⑥ 幼保連携型認定こども園としてプレ保育を、また地域の子育て支援としての乳児の離乳食指導を始めとし、卒園児の卒園後の健全な成長を願い、小学生読み聞かせ会も実施。幅広く地域の交流を行い、地域貢献をしています。</p> <p>⑦ 保育見学は随時できます。更にホームページで保育園の理念、方針やデイリープログラムの紹介も行っております。ブログ、フェイスブックを開設し、子どもの様子をお伝えするなど、情報発信を行っています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
理念・方針を実現するための保育計画
教育保育課程・年間カリキュラムは、理念であるキリスト教精神を取り入れつつ、年齢に応じた子どものあるべき姿と健康、人間関係、環境、言語、表現のそれぞれのフィールドから形成されており、達成するためのねらいと内容がわかりやすい言葉で記載されている。保護者等に対する支援についても言及しており、保護者の不安の軽減や信頼関係の構築など、こども園と保護者が一体となって子どもを育てるという視点も盛り込まれている。教育保育課程は常に確認できるよう各クラスにファイリングされており、職員は必要に応じて確認しながらカリキュラムを作成している。また、毎年度の教育保育課程の見直しにあたって全職員が参加することで、園の目指す保育のあり方を理解する機会ともなっており、現状に即した子ども達の成長に繋がる質の高い保育が提供されている。
独自のプログラムによる人材育成が行われている
キリスト教の教えに立脚し、神を愛し、自然を愛し、人間を尊ぶことが、人間性の基礎であると考え、法人全体の正規職員の人材育成のプログラムにも導入し、経営層も含めた全正規職員が自己研修に取り組んでいる。職員自らが現在の自分に必要だと思われる課題を見つけて、達成に向けた取り組みを行っており、過程や成果をレポートとして提出をしている。集められたレポートは冊子としてまとめ、全職員に配付することで、経営層も含めた他の職員が何を課題とし、どう取り組んでいるのかを客観的に把握出来る仕組みとなっている。系列園に勤務する職員をさらに理解する機会ともなっており、コミュニケーションの活性化に役立っているほか、法人内の同調性を高め、質の高い人材育成に繋がっている。
利用者(保護者)の満足度の高い保育カリキュラム
乳幼児1人ひとりの主体性を重んじ社会性の芽生えを育て、創造性のある子どもを育成することを目標としており、子どもの発育や発達をうながすモンテッソーリ教材を使用したカリキュラムを教育保育目標に沿って展開している。工作・楽器・運動などを年齢に応じて継続して行うことで、遊びを通して体系的な学びが提供されている。また、3歳からの音感教育では子どもの無限の可能性の開花を目指し、毎日の礼拝では神様への感謝と愛を育み、活発な食育活動や地域交流では人々とのつながりを学び、色々な経験をすることで子供の生活が豊かで広がりが持てるように取り組んでいる。豊富な年間行事や発表会を楽しみにされている保護者も多く、教育保育カリキュラムに対しての利用者(保護者)の満足度は高いものとなっている。
食に対する総合的な取り組み
食育を保育の中に位置付け、園長・主任・栄養士により細やかな年間食育計画表が策定されている。園内の畑では年間を通し様々な野菜の栽培がなされており、収穫された夏野菜やサツマイモ・冬の野菜等は給食で提供するなど、農家の人たちの苦勞を知り、自然の恵みを下さる神への感謝を持てる取り組みとなっている。食育活動では、実際に食材に触れられる下ごしらえのお手伝いの機会等も設け、食材を触ったり臭いを嗅いだりするなど、五感を刺激することで子ども達の食への関心を大いに高めて、日常から食材への興味が湧くよう取り組まれている。また、近隣の団地の方々と植えた豆から一緒に味噌作りをしたり、一緒に手巻きすしを作ったりするなどの楽しい経験・体験を設けるなど、年間の食育計画による様々な取り組みが行われている。
地域との公益的な交流
開園時より、地域に必要とされる園であるように取り組んできており、47年の歴史を刻んでいる。近年では、地域の公益的なニーズに対応した出前保育や一時預り保育・プレ保育・地域の子育て支援として園庭開放を行っており、相談・助言には担当保育教諭や主任・看護師・栄養士が随時対応している。特に栄養士による離乳食の指導は好評である。また、こども園は団地の中にあり、団地では住民の高齢化が進み、独居老人が増えている状況であるので自治会と協力して月1回の絵手紙を届けることで安否確認のお手伝いをしていく。そうしたつながりの中からキリスト教保育の行事である『花の日』には子ども達がお花を届けて喜んでもらえるような活動をしているほか、今年度からコミュニティ広場として高齢者ふれあい広場・未就園児お話し会・小学生向きお話し会・離乳食教室などが企画され交流の場が設けられている。園の行事等についても、お知らせをポスティングして、夏の夕涼み会・運動会・発表会では地域住民や小学生、卒園児が多数参加するほか、老人会との伝承遊びでの交流、小学生とのゲーム交流など地域全体がお互いに育ちあうことを大切にしたい公益的な取り組みが行われている。

さらに取り組みが望まれるところ

人材育成と継続した勤務に向けた取り組み

質の高い保育を安定的に提供していくには、職員の定着率やモチベーションの向上・将来に向けて展望を持てる体制やライフワークバランスの整った働きやすい職場環境が不可欠であると捉え、有給休暇の消化も推奨している他、時間外労働についても、特定の職員に偏りがないように園長が日々チェックをして記録をしている。また、職務能力の向上が図れるよう、様々な研修参加の機会を設ける他、経験年数や職務能力に合わせた人材育成に向けた「キャリアパス」が策定され、将来の自分の姿が描けるよう取り組んでいる。しかしながら保育業界全体での人員不足や他施設との競合など、社会的状況により人材確保が難しい状況が続いており、正規職員の確保については継続的な課題と捉えている。現状として結婚や子育てのために一度退職した保育士が、非常勤職員として再度復職するなど、非常勤職員を含めた職員体制は安定してはいるものの、正規職員の在籍が増える事で、更に同一の方向性を持った安定した保育提供へと繋がると思われることから今後の取り組みが期待される。

現代の社会状況に合わせた保育を行うための環境

従来から創立者が同じである姉妹法人幼稚園で行っている教育的なノウハウをとりこんだ教育保育カリキュラムによる保育が行われていたが、保育と教育を一体的に行い、更に質の高い幼児教育を目指し27年度より「幼保連携型認定こども園」として運営が開始されている。園舎の改築により更に安心で安全な保育環境が整備された他、ブレ保育の開始や定員を増員する等、地域ニーズへの対応もなされている。今後は社会情勢や生活形態の変化による保育環境のニーズへ更に対応するべく「マリヤこども園」と名称も改め、認定こども園としての機能の充実が目指されている。求められる園としての役割を果たせるよう職員の更なる意識向上を図る等、今後の取り組みが期待される。

キリスト教保育に対する職員間の共通理解

日々の保育を行うにあたり、最も大切な理念、保育方針については折に触れ、様々な形で職員・子ども達に伝えるように努めており、毎日の礼拝や週1回の合同礼拝の他、聖話や聖書の勉強会の機会を通し、キリスト教保育への理解浸透が図られている。今後も、理念・保育方針を継承した保育の継続と向上へとつながるように、特に経験年数の浅い職員に対しては中堅者が、中堅者には上級者が責任を持って伝える機会を持つことにより、より一層の理解浸透を図るべく勉強会や伝え方(話し方)の検討がなされている。理念、保育方針の共有化に向けて新たな取り組みが待たれる所である。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

継続して取り組んでいる上記3点です。今後もキャリアプランを意識した研修計画を通して職員の質の向上と定着化を図っていきます。特にリーダー層の育成を強化していくことや、独自の振り返りシートを作成し、目標を明らかにし、向上心を持って仕事に取り組めるように努めていきます。また、第三者評価受審は3回目ですが、園の目指すべき点が明確にされることにより、より集中した取り組みが出来ます。より良い教育・保育の提供ができるように努めてまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	有 理念・基本方針の確立	理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			千 理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3		3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	7 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0		
			13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0		
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0		
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
			提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
				22 身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
			事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。		5	0			
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0			
計				129	0		

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント) 入園のしおりやパンフレット及びホームページに、理念・方針及び福祉サービスの内容を記載している。種々の理由により夫婦共に働くことを求められている家庭や集団生活の中で育てたいという希望を持つ親に代わって、市の指導や保護者の協力を得て児童の為に良い環境を整え、児童が心身ともに健やかに育つように、その福祉の権利を確保し、幸福を増大することを目的として、聖書の教えに立脚した教育保育を行っている。また、入園のしおりの中では保育・育児の第一義的な責任者は児童の両親または保護者であるとし、家庭での躾や育て方の重要性を訴え、こども園は親と共に各家庭の延長線上に立って家庭との連携の中で教育保育を展開し発展させていくところと位置付けている。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント) 事務所の中には理念・方針が掲示されているほか、朝礼司会者が週1回は理念の読み上げを行っている。また、年度の初めの新年度研修では、理事長が理念や基本方針について話すところからスタートし、園行事などの折に触れて、再度理事長から職員に理念や方針が伝えられ、職員への周知徹底が図られている。また、日常の保育の取り組みについてキリスト教的な見方からの指導があり、基本理念や方針に思いを結集して反省と共に理解への取り組みがわれている。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント) ホームページで、「保育に対する基本姿勢」「子育て支援に対する基本姿勢」を示して園の思いを明確にしている。また、入園のしおりに理念・方針が明記されており、入園説明会では初めに理念と方針について説明し、利用者への周知を図っている。入園後も園だよりや行事だよりなどで、各行事と園の理念・方針の結びつきを知らせるほか、懇談会を設けて園の保育の方針や子供の成長を伝え、園と保護者が連携して保育が行えるように取り組んでいる。キリスト教保育の関連から、クリスマスも保護者も共に祝っている。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント) 新年度研修の中で、理事長より将来を見据えた法人の今後の方向性についての中長期計画が発表されている。また、毎月開催の理事長・園長定例会議を行う中で、法人・園の課題を明確にして毎年度の事情計画書を作成しており、毎年4月の合同職員研修の場において、理事長より事業計画の説明が行われ、全職員に対して周知が行われている。事業計画には、財務・人事(人材育成)・組織制度(会議)・施設設備計画・保育内容・将来に対するビジョン等が含まれている。また、社会福祉法の改正に伴い、法人として地域における公益的取り組みを実施する責務があることから、何に取り組んでいくかの大きな課題が与えられた。そのことに対して職員間で実施について話し合いが行われた。</p>		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されるように、毎年4月の合同職員研修の場において、理事長より事業計画の説明が行われているほか、各計画の進捗状況は、園長が現場の状況を把握し、毎月開催の理事長・園長(姉妹園を含む)定例会議(内部監査)の中で報告している。また、実際の保育の計画については、教育保育課程に基づきクラスごとに園長・主幹保育教諭・担当保育教諭が話し合いを行い、年間カリキュラム・月案・週案・日案を作成している。日々の保育の中から見えてくる課題・反省についても、月ごとに反省を行い記録しているほか、次月以降の保育改善に活かしている。教育保育時間等の問題から毎回の会議に全職員が集まるのが出来ないため、話し合われた内容が全職員に周知されるよう各クラスリーダーを通して伝えて行くことで、会議内容の周知・徹底に努めている。</p>		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント)理念の実現や教育保育の質の向上、職員の働き甲斐等にたいして、定例の職員会議のほか、日常の中で園長・主幹保育教諭が職員と保育の課題等について話し合っている。また、職員が仕事にやりがいを持ち、継続勤務ができるようにキャリアアップ計画が進行中で、OJTを含む内部研修と保育経験年数に合わせた外部研修に参加することで、職員の知識・技術の向上・意欲につなげている。研修後は、研修報告書の作成・回覧を行い参加者のみの理解にならないように全職員の共通理解を図っている。職場の人間関係については、園長・主任が観察や助言をしているほか、必要に応じて個人面談をして、解決にあたっている。人事考課は主任・園長が一次・二次考課を行い、理事長が最終評価をし、公平な評価に努めている。		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント)法人の社会的な使命と設立の主旨を理解できるように、入職時に就業規則や服務規程とともに説明している。また、法人作成の「五つの自戒」と全国社会福祉協議会の倫理綱領を事務所に掲示して、朝礼時、週1回は司会者が読み上げている。職員会議や園内研修の場を用いて、倫理観や業務に関連する法令を事例に基づいて説明しているほか、歴史ある保育を受け継いでいくために、キリスト教保育・モンテッソーリ保育の理解についても職員一人ひとりが深めていけるように取り組んでいる。プライバシー保護に関しては個人情報保護規定があり、職員には、採用時の「誓約書」で署名・捺印をもらうほか、職員就業規則・服務規程に明記して職員に周知徹底を図っている。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント)人材育成のためキャリアプラン計画を作成し、経験年数に応じた目標を定めており、保育教諭の資質向上と長期勤務が可能となるように将来の自分の姿を明確に示すよう努めている。また、職員の役割と権限についても、職務分担表を作成し、職員の役割・業務を明確にしている。職員の評価については、年2回の賞与支給時期に合わせて人事考課を行っており一次考課を主幹保育教諭、二次考課を園長、三次考課を理事長が実施し、賞与給付率、定期昇給幅に反映させている。人事考課の結果については園長から、職員それぞれに伝えるほか、各々の職員の課題について目標と改善に対するアプローチ方法を明確にしている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント)園長・主幹保育教諭にいつでも相談や報告・意見が言えるように環境を整えており、時間外労働についても、特定の職員に偏りがないように園長が日々チェックをして記録をしている。また、職員の有給休暇取得率については毎月有給休暇表を用いて消化率の確認を行い、個別の生活状況等を勘案して有給休暇の取得を進めている。職員個人でも残り有給休暇数を把握・管理できるように個人で「年休休暇簿」を持つようにしている。福利厚生の面では、法人の表彰規定に基づいて年1回の奨励賞の場を設け、職員のやる気を盛り上げている。育児休暇については、対象になる職員がいた場合は説明を行い実施している。今後も取得を進めていく方針である。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)人材育成をするために、キャリアパスと研修体系を策定し、経験年数に応じた職種別、役割別の能力基準を明確にして、3年後、7年後、10年後に向けて、職員が自己の未来を描けるよう示している。また、職員一人ひとりに対して、経験年数に対応した研修計画を立案している。研修の参加人選は園長が行っているが、リーダー格で、研修目的が明確なものは職員の申し出によっても検討したり、参加できるようにする等、意欲を持てるようにしている。経験年数の浅い職員や新任保育士に対しては、様々な外部研修は勿論のこと、具体的な仕事を通して、必要な知識・技術・技能・態度などを計画的・継続的に指導できるように、園長及び主幹保育教諭、保育経験・育児経験のある職員が日々の業務の中でOJTとして指導を行っているほか、スキルアップのために新しい課題を設定して振り分けるなどの更なる人材育成に取り組んでいる。		

11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント)子どもの権利を守り、個人の意思を尊重できるように、法の基本方針や児童権利宣言などは会議の場や朝礼で確認を行うほか、日常の保育の中で子供一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの成長に合わせた援助が行えるように職員会議を通して共通理解を図っている。また、キリスト教保育の実践として、乳幼児の健全な育成のために、「子どもの発達権を保障する。環境権を保障する。教育権(保育を受ける権利)を保障する。」ことが、神への応答であると確信し、これを創立以来、園設置・運営の基本理念として大切にしている。日々の保育の中では、園長及び主幹保育教諭がクラスを巡視し、職員の言動・子どもへの声の掛け方・関わり方などを確認して必要に応じて、指導を行っている。家庭での虐待被害防止対策としては、担任と看護師による受け入れ時の視診チェック、午睡時の衣服着脱の際の視診及び子どもの様子の変化から虐待被害の有無を判断している。もし虐待被害が見られた場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント)個人情報保護については園が決めた個人情報保護方針を、ホームページ及び年度初めの園だよりに毎年掲載しているほか、園内に掲示している。また、個人情報保護規程を策定し、職員に対して個人情報の保管・管理等について、会議・オリエンテーション等でその重要性について伝えている。同様にボランティア、実習生についても、オリエンテーション時に説明を行っている。保護者からも個人情報に関する同意書の提出を求め同意書の提出のあった者のみ最小限の情報利用をしている。ホームページの掲載写真は、全て保護者の了解を得ており、日々のブログの記事・フェイスブックページへの掲載写真については個人が特定できないサイズ、撮り方をしている。		
13	利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント)利用者の意見や要望の把握に努め、クラスの代表が出席する月一度の保護者会の開催時には必ずその確認を行っている。職員は必ず「お帰りなさい」「今日は～でしたよ」と一声かけることを心掛けて、日常的なコミュニケーションをとり、気軽に相談できる環境作りをしている。毎月の誕生参観には該当の保護者が集まり懇談会が行われ、そのときに出された相談内容が記録されており、その内容が園長に報告されるとともに敏速に対応している。また、意見箱の設置や運動会や発表会の後の行事アンケートの実施をしているほか、定期的に福祉サービス第三者評価を実施して、利用者調査の内容をサービスの現状としてとらえ、利用者満足の上に取り組んでいる。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント)保護者や近隣からの苦情に備え、苦情解決に関する規定を定めており、苦情受付担当者(主任)苦情解決責任者(園長)及び第三者委員(地域民生委員、法人監事)を設置している。仕組みについては園だよりで周知するとともに、園内にも連絡先等を明記した掲示を行っている。制度を利用した苦情・要望には、その結果についても園だよりで公表することとしている。さらに、理事長に直接手紙を出すことで、苦情や意見を伝えることが出来る制度を設けている。また、団地内(地域)での苦情にはすぐ対応し、その状況や決定をポスティングしてお知らせしている。		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント)保育の質を高める取り組みとして、月間保育計画(行事等を含む)に対して、毎月「振り返り表」を元に評価を行うと共に反省点を明確にし、改善に努めている。また、組織の透明性を示すことを目的として福祉サービス第三者評価を受審しており、インターネットやホームページで公表することで、現在の保育の質をありのままの姿で保護者や地域に発信している。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント)保育実践に関しては、創設者の作成した研修テキストがあり、全クラスに配布されると共にバイブルとして活用されている。マニュアル等は名誉園長・園長・主任等で見直しをしたり新たに作成したりして、乳児・幼児の日常の保育の中で使用されている。安全対策や食物アレルギー対応・感染症予防などの各種業務マニュアルは定期的に見直しを行い、各クラスに配布しいつでも職員が閲覧できるようにしているほか、利用者の安全が確保されるように、必要に応じて研修を行っている。		

17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント) 問い合わせや見学について、随時受け付けていることを、ホームページや地域交流のお知らせで告知している。見学には個別に対応し、実際の案内では1時間程度かけて、園長・主任がパンフレットや卒園アルバムを用いて説明をするほか、保護者の質問や相談に応じている。アレルギーの有無、既往歴、家庭で使用しているミルクのメーカーについての情報収集を行っている。また、見学に来た保護者の事情に合わせて、入所できるまでの間の一時預り保育の案内や、その他のサービスを実施している施設の紹介をするなどの情報提供をしている。さらに、地域の子育て家庭に向けて一時預り保育の案内や地域交流のお知らせのポスティングを行い、園の取り組みの周知が行われている。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント) 入園に関する説明は、入園の多い毎年4月には合同説明会形式にて行われるが、年度途中の利用者には都合に合わせて個別の説明会も行うように配慮している。説明会では、園長・主任が、園独自で作成された入園のしおりを用いて理念に基づく保育方針、園の概要、具体的な保育内容、ルール等の説明を行うと同時に同意を得ている。保護者の保育に対する意向の確認は、家庭状況調査票を手渡し、基本情報や既往歴、健康状況及び園への希望等を記入してもらい、情報収集すると同時に食事調査票・児童票と合わせて記録・保管している。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下で作成されている。
<p>(評価コメント) 教育保育課程は理念や保育方針であるキリスト教保育を柱にした内容を盛り込んだねらいと、各年齢の発達過程に即しためやす・保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育に関わる5領域が組み込まれ作成されている。また、年齢ごとの発達に即した年間指導計画が作成されており、子どもの発達と保護者支援は1つであると考え、保護者支援についても年間指導計画の中に組み込んでいる。年間指導計画作成にあたっては、年度末に職員で見直しを行い、次年度に向けて反省を活かした計画が、園長・主任・リーダーによって策定されている。それを基に月案・週案・日案がクラスリーダーの元で計画がなされ、保育の実践が行われている。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント) 教育保育課程に基づいた長期的・短期的な指導計画が作成され、その為の計画や振り返りの会議も多く持たれ、その内容を会議録として記録化している。会議に参加しなかった職員がいる場合も会議録で確認できるようにしている。3歳未満児については個別の年間指導計画を作成し、年齢毎の発達に沿ってかつ連続性を持って子どもの実態に即したねらいや内容となっている。個々に援助を必要とする子どもに対しても、2人担任制の導入により、手厚い関わりを行うこととしている。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント) 室内の遊びに関して、園児の発達段階に即した玩具、遊具をはじめ、モンテッソーリ教具や楽器が豊富に取り揃えられていて、子どもの成長発達を促している。また、広い園庭では、固定遊具の他に三輪車、トロッコ、スクーター、縄跳び、竹馬、ボール等を用意し、子ども自らが遊具を取り出して自由に好きな遊びができるように工夫している。デイリープログラムに沿って集団遊びと自由活動の時間を設けており、十分な遊具と安全な環境の中で子ども一人ひとりが自発的に心ゆくまで遊べるように配慮している。戸外では特に園前の広い遊歩道という環境や団地内の12箇所の児童公園にも恵まれ、季節の変化を楽しみ、子どもたちの感性を豊かに育むことが出来るような環境が用意されている。</p>		
<p>言葉の領域については特に重要視しており、保育教諭とのかかわりを楽しめる手遊びや語彙が増えるように配慮した乳児絵本、感性を豊かにするための絵本が800冊近く用意されている。また、モンテッソーリ教育を取り入れた「ことば」への取り組みが盛んに行われており、劇遊びの発表会等では子供の成長が大きく見られている。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)園の立地する団地内中央は広い遊歩道となっていて、四季折々の草木や花を観察できる環境にあり、その環境を生かして自然や地域社会と関わる機会を、年間を通して多く持っている。また、近隣の方が度々届けてくれる川魚等の小動物の飼育や牧場で出産後の仔牛が見られたり、小学校のウサギを観察したり、生き物に接する事ができる。こども園の畑では、一年中様々な野菜を育て、収穫して食育の一環としての調理などにも活用している。団地の方々と植えた豆から一緒に味噌作りをしたり、一緒に手巻きすしを作ったりするなど、楽しい経験・体験も行われている。公共交通機関での外出はないが、市より運転手付きで福祉バスが借りられることから、それを利用して市立公園に出かけたり、4・5歳児は老人保健施設に出掛ける等の体験にも取り組んでいる。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)毎月、クラスにキリスト教保育の本を購入・配本し、特に子どもを見守る、寄り添う保育について学び、子ども一人ひとりの思いを受容することを大事にしている。子どもに対しても聖話や紙芝居を通して他人を思いやる心が育つ指導をしており、けんかやトラブルが発生した場合でも、危険のないように十分な注意をしながら、見守り、年齢に合った解決が出来る様に必要に応じた援助をしている。職員終礼では、その日起こった問題点やトラブル等について報告があり、全職員が子どもの状況を把握・共有し、援助が出来る体制を作っている。また、異年齢の子どもとの交流はランチルームでの合同の食事・ホールでの合同のお昼寝、3～5歳児の時間外保育があり、大きい子が小さい子をいたわり、面倒を見たりするなどごく自然な形で交流が図れている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)障がい児は在籍していないが、配慮を必要とする子どもについては、担任と加配職員の他に、フリーの職員や主任も関わるようにしている。また、年1回、市の臨床心理士の指導を受けて取り組み、記録をしている。特に担任を含め、携わる職員はそうした子どもに関する話し合いや研修に参加して共通理解を持って日々の保育に反映させている。保護者については、気持ちを大切にするという観点から、特にコミュニケーションを重視し、障がいについて受け入れられるような促しを行うほか、日常生活情報等の提供や必要に応じて関係機関への紹介を行うなどの配慮を行い、その後の成長等も児童表に記録している。個々の記録をもとに、保健センターと連絡を取ったり、心理士の指導・助言を受けるほか、子どもが生活しやすい環境に関する資料を貰って支援に活かしている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)長時間保育を受ける子どもの生活のリズムと情緒の安定を考慮し、ゆったりと安心して過ごせるように配慮した部屋を使用している。特に今年は乳児の時間延長保育が多いため、年齢ごとの保育室と保育者を配置している。また、疲れた子どもは保育室を離れ、ベッドで休息がとれるように別の部屋と人員を配置している。延長保育時の過ごし方は、年間計画に基づいた適切な動と静の遊びを取り入れている。また、保護者への連絡等の引継ぎは連絡ノートと呼ばれる書面で行って漏れの無いようにしている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)子供の成長発達については日常的な日誌交換をし、特に0歳児については記録として複写を保護者に渡している。また、幼児クラスは年3回行われる懇談会を始め、参観、面談、試食会を含めた面談日を定期的に設けているが、希望者には、随時、参観や面談が出来るようにしている。乳児クラス昼食会は担任が保護者と共に試食会を兼ねて行われ、和やかな意見交換のできる場となっている。内容については記録され、年度末に園だよりで報告を行うこととしている。こうした取り組みによって、園に対する理解を深めてもらうようにしている。小学校との連携では教諭や校長の行事出席があるほか、毎年2月に年長児が小学校1・2年生とゲーム遊びをするなどの交流を持ち、小学校への接続をスムーズに行うとともに、入学への期待が高まるように促している。同時に引継ぎ事項の確認もなされている。特別な配慮が必要と思われる子どもについては、再度の話し合いを持つ等、交流や引継ぎの必要性を十分に理解して対応している。保育所児童保育要領の提出については園だよりで連絡し、保護者の了解のもと、小学校へ直接届けている。さらに、小学校の教諭が研修として5歳児の保育に参加する等、園を知ってもらう取り組みも行っている。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)子どもの健康に関する保健計画を作成し、計画に沿って取り組んでいる。日常では、毎朝、全園児の体温チェックや看護師による視診、触診を行い、記録を取っている。また、午睡時の突然死予防のため、午睡中の状況を5分おきにチェックして、専用ノートに記録し、午睡前後の着脱の際にもアザの有無・湿疹などの皮膚のチェックを行っている。健康に関する保護者との確認も口頭で行い、予防接種の未接種児に対して把握するとともに、必要に応じて接種を推奨している。嘱託医による年2回の健康診断・年1回の歯科検診・年3回の蟻虫検査・年1回の尿検査等を行い、その結果は健康カードに記入しており、保護者にも学期ごとに配布している。心身の状態観察の結果、不適切な養育の兆候や、虐待の疑いがある時はすぐに園長に報告がなされ、記録しながら継続観察を行い、必要があると判断した場合、子ども相談センター等の専門機関へ連絡をしている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)体調不良や怪我の発生時は、担任、看護師が対応し、医務室で安静にして様子を見てから、状況に応じて主任、園長に報告し、保護者に連絡する体制を整えている。また状況によっては嘱託医に相談をしたり、外部医師の診断が必要な場合に備えて、病院連絡先一覧表を作成して適切な処置が出来る様にしている。感染症等については、毎月の保健だよりで保護者に周知され、潜伏期間等の健康観察については園と保護者が共通の理解を持って健康管理にあたっている。感染症発生時は即ブログで一斉発信し、保護者への連絡を行い、予防効果を上げている。投薬については市共通の「与薬指示書」で医師の指示によるものを1回分のみ預かり、投薬も看護師が確認しながら行っている。医薬品の管理も定期的な点検の下、購入・廃棄等の在庫管理を行っており、非常時に備えた医薬品セットバックも常備し、すぐに持ち出せる状態になっている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)食育を保育の中に位置付けており、園長・主任・栄養士の考えをまとめて年間食育計画表を作成している。月2回の食育活動は食材を触ったり臭いを嗅いだりするなど、五感を刺激することで子ども達の食への関心を大いに高めている。また、食育の推進には栄養士が深く関わっており、クッキング活動を行うほか、普段の子どもたちの喫食状況を確認し、必要に応じて声かけを行うなど、保育士との連携の下に取り組んでいる。安全な食の提供についても取り組んでおり、個々に使用材料や調理法について記載されている「食事連絡簿」によって、毎日のメニュー材料の詳細を保護者に伝えているほか、独自に作成された「健康状況一覧表」をもとに、会議を通して全職員が適切な対応が取れるように周知している。アレルギー食は病院の検査結果に応じて、保護者との話し合いの下に提供している。また、誤食防止の為、お皿に目印をつけ、配膳の際には栄養士1名と保育士2名との間での声掛けを実施している。時々テーブルにクロスを掛けたり、お花を飾って落ち着いた楽しい食事を工夫している。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)施設の温度・湿度は各保育室に温度計と湿度計が設置されていて、季節に合わせて設定している。換気・採光・音等の環境は担任が常に確認するほか、園長・主任・看護師も定期的に巡視したり、朝終礼時や会議での確認も度々行ったりしている。必要に応じて加湿器を使ったり濡れタオルを干したりすることもある。園内の設備や遊具も、看護師が使用期限を明記した消毒液を定期的に作り、それを使用して毎日消毒している。手洗いの方法は看護師の指導のもと、全て薬用石鹸を使用して行っている。業者による害虫駆除を年に数回実施するほか、園内の清潔・整理整頓が守られるように保育士が午睡中に交代で清掃や片付け・消毒を行っている。</p>		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント) 事故については、事故発生時の対応マニュアルを整備して、職員に対して会議等において対応方法について周知徹底が図られている。事故発生時は、その日のうちに担当保育士・主任で原因についての分析を行い、その内容を事故報告として園長に報告をするとともに、翌日には全職員へ伝え、注意を促している。遊具の安全点検は担当制で毎日行い、点検簿の記入を義務づけることで、安全確認の徹底を図っている。さらに園内に危険箇所のマップを掲示し周知しているほか、公園に出掛ける時は下見を行って安全確認をしている。また、不審者対策については、防犯カメラを設置することで、侵入の心配のある箇所の確認を行うとともに、実際の対応について訓練を行っている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 地震・火災については避難訓練簿を整備し、職員の役割分担について明記・周知している。役割分担にもとづいた月1回の避難訓練の他に、年2回の消防訓練を行い、市の消防署員による指導を受け、消火器等の使い方を熟知できるように努めている。また、大規模災害に備え、災害発生直後の対応・帰宅困難者の把握・災害後の保育及び給食メニューの内容等までの防災マニュアルを作成し、周知徹底を図っている。保護者・職員には免許証サイズの防災カードを配布し、緊急時の連絡方法や緊急時の対応を示し、さらに緊急時送迎者カードを作成して、一覧表をもとに全ての子どもの安全確保や保護への引き渡しができる体制を整えている。大規模災害に備え太陽光による自家発電設備を備えているほか、地震対策として、園舎内の家具・什器をビスで固定をして倒壊による怪我の無いようにしている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント) 地域の保育のニーズに対応し、一時預り保育を行っており、パンフレットを市役所や保健センター窓口にも置いて利用を呼び掛けている。また、地域の子育て支援として、毎週金曜日に園庭開放を行っており、子育てに対する相談・助言には担当保育教諭や主任・看護師・栄養士が随時対応できるように配慮している。地域に向けての専門的知識の還元にも努めており、特に栄養士による離乳食の指導は好評である。また、小学生で学童保育に入っていない子どもたちに対して絵本の読み聞かせなども行っている。毎日のように出かける散歩の出会いの際には、必ず挨拶を交わすようにしており、地域住民との交流が生まれているほか、園の行事等のお知らせをポスティングして協力と理解をお願いしている。実際に夏の夕涼み会・運動会・発表会では地域住民や小学生、卒園児が参加するほか、老人会との伝承遊びでの交流、小学生とのゲーム交流と子どもの生活の幅を広げる取り組みが行われている。</p>		